



平成30年6月26日

大臣官房総務課

## 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定

平成30年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（平成30年7月1日施行）

### I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令に定める局及び課の所掌事務等について、所要の改正を行うものです。

### II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

(1) 大臣官房政策立案総括審議官の設置

- ・ E B P M (Evidence-based Policymaking) を推進するため、大臣官房に政策立案総括審議官を設置。

(2) 大臣官房参事官の数の変更

- ・ 所有者不明土地問題等への対応のため、大臣官房参事官の数を1増加させる。

(3) 総合政策局社会資本整備政策課の設置

- ・ 社会資本整備に関する政策を一元的に進めるため、総合政策局官民連携政策課及び同局参事官(社会資本整備担当)を統合し、社会資本整備政策課を設置する。

(4) 観光庁参事官の数の変更

- ・ 宿泊業について質・量の両面での人材の確保・育成等を図るため、観光庁参事官の数を1増加させる。

(5) その他所要の改正

### III. 今後のスケジュール

公 布：平成30年6月29日（金）

施 行：平成30年7月1日（日）

#### **【問い合わせ先】**

大臣官房総務課 法規第二係長 倉信 直通：03-5253-8184(内線21-463)

法規第七係長 清水 直通：03-5253-8185(内線21-484)

代表：03-5253-8111

FAX：03-5253-1523